

## 保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直し

地方税等における給与所得控除等の見直し(※)による国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料軽減措置に係る所得基準額を改めるもの。

### ▽保険料軽減制度

低所得者に対する措置として応益分(均等割・平等割)を所得に応じて軽減する制度

		軽減判定所得基準(基準額以下が該当)
7割軽減	現行	基礎控除額(33万円)
	改正後	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 ※2人世帯の場合53万円
5割軽減	現行	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数)
	改正後	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数)
2割軽減	現行	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)
	改正後	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数)

※給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を同額引き上げるもの  
(基礎控除額33万円→43万円)

例) 年金133万円(A) + 給与85万円(B) = 年収218万円の国保2人世帯の場合

	㊦ 現 行	㊩ (給与所得者等の数-1) × 10万円を加えない	㊫ 改正後(給与所得者等の数-1) × 10万円を加える
世帯の所得	33万円 (A133万円 - 120万円 = 13万円) (B85万円 - 65万円 = 20万円)	53万円(給与所得控除等計20万円減) (A133万円 - 110万円 = 23万円) (B85万円 - 55万円 = 33万円)	53万円 (A133万円 - 110万円 = 23万円) (B85万円 - 55万円 = 30万円)
7割軽減基準額	33万円(基礎控除額)	43万円(基礎控除額)	53万円 (43万円 + (2-1) × 10万円)
5割軽減基準額	90万円 (33万円 + 28.5万円 × 2人)	100万円 (43万円 + 28.5万円 × 2人)	110万円 (43万円 + (2-1) × 10万円) + 28.5万円 × 2人
軽減判定比較	7割軽減に該当	影響を受ける⇒ 5割軽減に該当	影響を遮断⇒ 7割軽減に該当